

# 泉佐野市 いじめ認知改善プラン

泉佐野市教育委員会  
令和元年7月

### いじめ認知改善プランの作成にあたって

教育は、人格の完成に資する営みであり、子どもに関わるすべての人びとが、そのことを自覚し、人権尊重の精神を貫いて実践することが重要です。そして、子どもが社会で、安心して安全に学ぶことができるためには、学校や家庭、地域といった、子どもの身近な生活基盤での人間関係や集団の質はとても大切な要素となります。

学齢期は、まさに集団生活を通して人間関係を築いていく時期であり、集団がその土台となって、個性や人格、生きる力が形成されていきます。しかし、集団生活では、集団であるがゆえに、個々のさまざまな心情が交錯して、人権をないがしろにする行為が後を絶たない現状があります。中でも、いじめは深刻な問題です。なぜなら、いじめは人の命を奪いかねない行為であり、また、いじめによる心の傷は生涯にわたりはかり知れない影響を及ぼすことがあるからです。私たちは、このことを肝に銘じておかねばなりません。

平成31年1月、本市において、子どもが自らの尊い命を絶つ事案が発生しました。自死との因果関係は判断できなかったものの、いじめがあったことが確認されています。当時、いじめを見抜けなかったことを猛省するとともに、本市の学校におけるいじめ認知件数の極めて少ない状況を改善する必要があります。いじめの未然防止が本市の最重要課題であると捉えています。

「いじめは絶対に許されない行為だ」という認識をすべての人がもつことはもとより、いじめをしない、かかわらない、傍観しない、また、いじめを受けないための力を育てるために、なにはさておき、教職員の見えにくいところで起こっているいじめに気づき、また、見抜いて、その背景や原因を分析する力が学校には不可欠です。

この「いじめ認知改善プラン」は、自死事案の報告書のうち、いじめ防止の提言を受けて作成しました。時を同じくして大阪府教育庁もいじめ対応改善のために「いじめ対応セルフチェックシート」を作成しました。これらの内容をふまえ、ぜひ、各学校で確固たる組織的指導体制のもと、子どもの安心安全を守り抜き、いじめの未然防止に全力で取組まれることを切望します。

令和元年7月2日

泉佐野市教育委員会

## 報告書について

報告書は、泉佐野市教育委員会（以下「市教委」という。）が設置した「検証委員会」において、本事案に係る基本調査で得られた情報の範囲内で、かつそれらの情報を前提として、5人の外部専門家の助言を受けながら、取りまとめたものである。また、これまでの当該校及び市教委の取り組みを振り返り、問題点等について検証することにより、当該校を含む全ての市立小中学校での再発防止に向けた取り組みの推進につなげるものである。

報告書の『再発防止に向けた今後の学校及び市教委の取り組みへの提言』では、「すぐに取り組む必要があること」「長期的な取り組みについての提言」に分けての記載があり、その具現化が必要である。

### 再発防止に向けた今後の学校及び市教委の取り組みへの提言

#### すぐに取り組む必要があること ～いじめ防止に関する対策の改善に向けて～

- (1) 児童生徒のサインを見逃さない
  - ① 教職員が、今以上にいじめアンケート調査やQU（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の分析結果を検討・共有するとともに、有効に活用できる仕組みを確立すること。
  - ② いじめアンケート調査や校内いじめ防止委員会などは実施時期が決まっているが、児童生徒のトラブルや関係は日々刻々と変化するものであることから、日常の授業や行事、部活動、その他の活動の中での児童生徒のサインを見逃さないようにすること。
- (2) 教職員をつなぐ
  - ① 児童生徒に関わる教職員がフォーマルに、かつインフォーマルに、児童生徒のことを語り合う場を持つこと。
  - ② その上で、教職員がチームとして機能すること。
- (3) 児童生徒の声を聴く
  - ① 必要に応じて、個別に児童生徒の声を聴いたり、あるいは小さなグループで語り合い相談できる場を学校の中に様々につくられるよう努力すること。
  - ② いじめアンケート調査後に行われる教育相談についても、必ずしも毎回担任が行うのではなく、児童生徒が相談する教職員を選べるようにするなど、児童生徒が話しやすい又は話したいと思える環境を整えること。
  - ③ 学生ボランティア等や地域の方々の協力を求めるなど、学校・学級を外に開いていくことを検討すること。
  - ④ 上記①から③の前提として、授業や行事活動、日常会話などにおいて、教職員と児童生徒の関係が、教える者と学ぶ者の一方向の関係に陥らないように、教職員が児童生徒の応答や活動を引き出すように働きかけ、その心情や行動を感じとり反応するという双方向の関係をつくるために不断の努力をすること。
- (4) 児童生徒が声を上げるための取り組みを企画する
  - ① 児童生徒がSOSを出す方法を取りたてて学んだり、気持ちを表出している友人にどう声掛けすればいいのか学ぶこと。
  - ② 児童生徒が問題を感じた際に、「声を挙げれば必ずその声が聴かれ、希望すれば対応をしてもらえる。さらに、問題が関連する組織（学級や部活動、学校全体）で公的に取り上げられ、議論され、解決される。」ということを日常的に経験できるようにしていくこと。
- (5) 専門家との連携
  - ① スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを校内体制の一員として認識し、積極的に相談すること。
  - ② 外部専門家の情報を各学校が共有し活用できるように、市教委を中心としたネットワークを形成すること。
  - ③ 外部専門家だけではなく、地域の方々や学生ボランティア等との連携も視野に入れて、教職員のさらなる多忙化につながらないように、学校を外に開く取り組みを検討すること。
- (6) 保護者との連携のあり方を考える
  - ① 保護者との協働意識を持った関係、例えば、気になったことを伝えることができたり、何か問題があれば一緒に取り組んでもらえるような関係を構築していくこと。
  - ② 児童生徒がキャリアについて学ぶ機会や総合的な学習の時間など、機会があれば、保護者に、講師やサポーターをお願いし、保護者とは違う立ち位置から児童生徒を見守り、学校・学級の応援団になってもらうなどの工夫を考えていくこと。
  - ③ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携を図ること。

#### 長期的な取り組みについての提言 ～改めて学校という場を問い直す～

- (1) 授業・行事・部活動を見直す
  - ① 児童生徒が絶えず出会い／出会い直しができるように、様々な仲間につながる活動や場をつくり出していくこと。その中で、「どうみられるか」ではなく「どうしたいか」が言えたり、考えたりできるように、学校の中の活動や組織、授業のあり方を検討していくこと。
  - ② 行事や活動が削減される傾向にある中で、中学校では3年間を見通して、どの時期にどのような活動を、なぜ入れていくのか、教職員はもとより生徒自身が確認できるように、関係づくりの観点からも、検討して取り組んでいくこと。
- (2) 問い、話し、考える場をつくる
  - ① 教職員と児童生徒が、授業やホームルーム、行事、部活動などの活動の意味を再確認する際に、「問い、話し、考える場」になっているのかどうか、という視点をもつこと。

# 泉佐野市いじめ認知改善プラン

## 1 基本理念（いじめ防止対策推進法 第3条）

- (1) 学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- (2) いじめの影響や問題について、児童生徒が理解を深められるようにする。
- (3) 市、学校、地域、家庭との連携のもと、いじめの問題を克服することをめざす。

## 2 基本目標

- (1) いじめの未然防止への取り組みを推進する。
- (2) いじめの早期発見・早期対応への取り組みを推進する。
- (3) いじめの解決を図るため、専門家・関係機関と連携した取り組みを推進する。
- (4) いじめの解決を図るため、組織的な推進・検証体制の充実を図る。

## 3 いじめの基本認識

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- いじめは、どの児童生徒にもどの学校にも起こり得るものである。
- いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは、そもそも気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら、加害も被害も経験する。
- いじめは、暴力を伴わなくとも、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。

## 4 基本構想

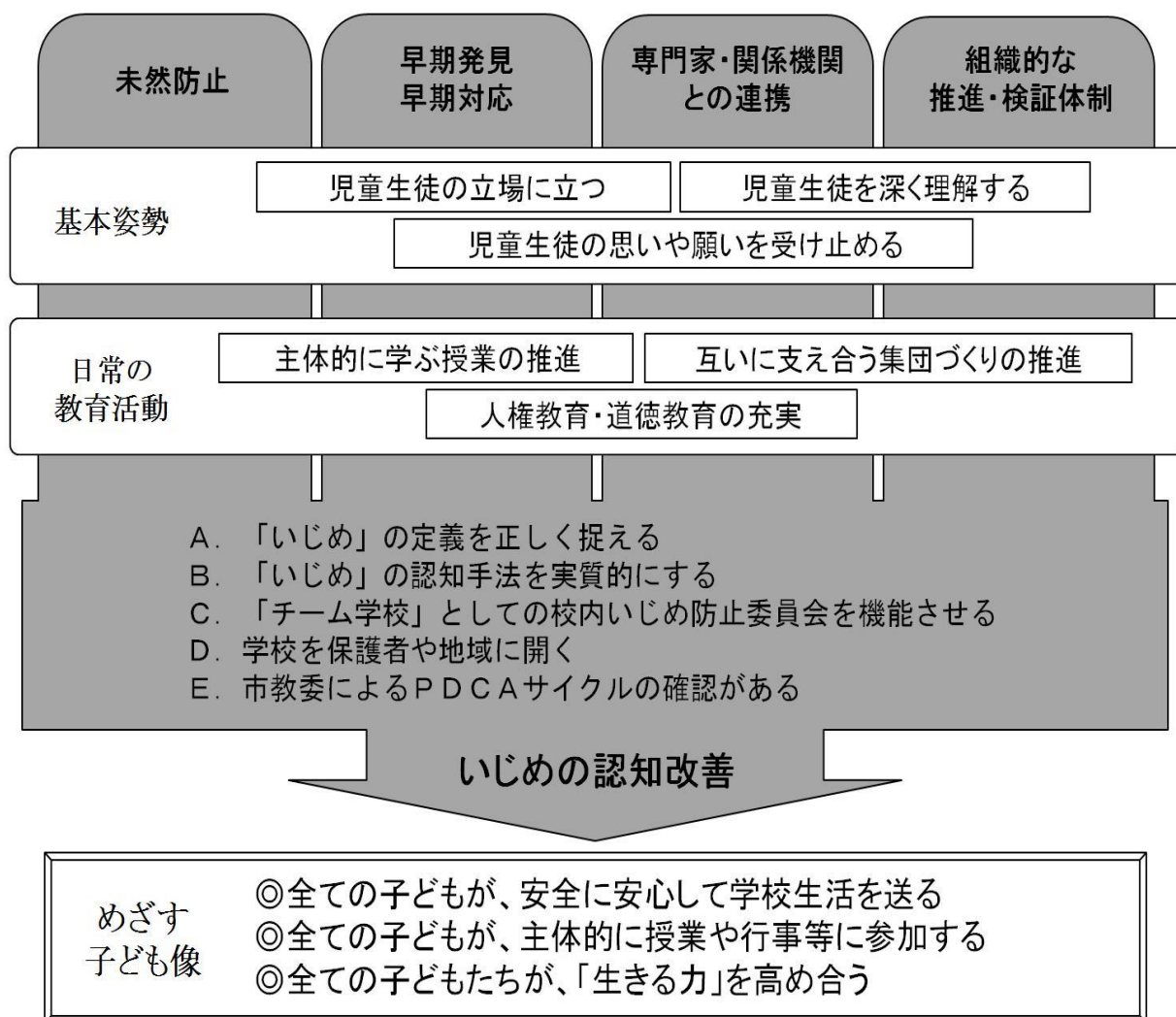
### 【基本姿勢】

- ① 児童生徒の立場に立つ  
教職員は、全ての児童生徒を人格のある人間として接し、一人ひとりの個性と向き合い、児童生徒の立場に立って守りきるという姿勢が必要である。
- ② 児童生徒を深く理解する  
教職員は、厳しい課題を有している児童生徒を集団の中に位置づけ、その表情や現象のうらにある心の叫びを敏感に感じとろうとする等、児童生徒に寄り添い、理解しようと努める必要がある。
- ③ 児童生徒の思いや願いを受け止める  
教職員は、全ての児童生徒の可能性を信じ成長を願うとともに、予断をもった判断をせず、児童生徒の願いや思いを受け止めることが大切である。

### 【日常の教育活動】

- ① 主体的に学ぶ授業の推進  
教職員は、「居場所づくり」と「絆づくり」を意識し、全ての児童生徒が参加・活躍する主体的に学ぶ授業を進める中で、学力とともに自己有用感を高めていくことが必要である。
- ② 互いに支え合う集団づくりの推進  
教職員は、児童生徒が安心して学校生活を送るために、信頼と協調に基づき互いに支え合う人間関係の形成が、一人ひとりにとってプラスであるとの認識を育むように努める必要がある。
- ③ 人権教育・道徳教育の充実  
教職員は、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになる人権教育や、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う道徳教育を、学校の教育活動全体で充実させる必要がある。

## 【基本構想図】



## 5 いじめ認知改善プラン 推進の方向性

### A. 「いじめ」の定義を正しく捉える

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。その際、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう定義を正しく捉えることに努める。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、校内いじめ防止委員会を開催し、情報を共有した上で行うようにする。

「いじめの認知件数が多いことは、教職員の目が児童生徒に行き届いていることのあかしであり、いじめ解消に向けた取り組みのスタートラインである。」という認識に全教職員がたち、できるだけ早い段階から、いじめではないかという疑いをもって、その可能性があるものについて積極的に認知していくことが、重大事態につながることを未然に防ぐことにもつながる。

- ⇒① 市教委が、資料を作成し、管理職が全教職員に周知する
- ② 市教委が、研修を実施し、管理職及び担当者に周知する
- ③ 学校が、校内研修を実施し、全教職員に周知する

## **B. 「いじめ」の認知手法を実質的にする**

いじめの早期発見、早期対応のため、学校いじめ防止基本方針に則った定期的なアンケート調査や教育相談の実施を学校全体として組織的に進める。また、調査・相談の時期や内容についても児童生徒の実態に即したものであるかの検証をPDCAサイクルにより定期的に行う。

さらに、相談窓口の周知や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家との連携など、児童生徒の相談体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して見守りを進めていく。

- ⇒① 市教委が、見直しポイントを示し、学校が、学校いじめ防止基本方針見直しを行う
- ② 学校が、子どもたちの発信ツールを意図的に複数設ける
- ③ SC/SSW が、いじめアンケートやQUの分析に参加し、助言を行う（年間複数回）

## **C. 「チーム学校」としての校内いじめ防止委員会を機能させる**

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、日頃から丁寧に児童生徒理解を深め、早期発見に努めることが大切である。いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識しなければならない。さらに、児童生徒の表情や行動の変化、出欠や遅刻等の状況の変化等、小さな兆候やサインを見逃すことなくアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報の交換及び共有することが大切である。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく校内いじめ防止委員会により、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となるよう位置づけることが重要である。

- ⇒① 市教委が、役割等を含めて校内いじめ防止委員会のモデルを示す
- ② 学校が、モデルをもとに実践しているのか、市教委が確認する
- ③ SC/SSW が、校内いじめ防止委員会に参加し、助言を行う（年間複数回）

## **D. 学校を保護者や地域に開く**

いじめは学校による指導だけでは解決できない社会問題である。したがって、学校の取り組みをより有効にするため、学校は家庭や地域と密接に連携し、いじめの問題に対する地域ぐるみの対策を進めていく。

P T A等の保護者組織と実質的な連絡、協議の場を確保し、積極的に連携を図るとともに、いじめの問題への対応の方針等についてもP T A等とも十分協議する。さらに、学校いじめ防止基本方針等を広く周知するなど、学校と地域の連携により、校内外にわたって児童生徒が地域の大人と接する場を増やすことによって、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

- ⇒① 学校が、保護者への発信ツールを意図的に複数設ける
- ② 学校が、学校いじめ防止基本方針を積極的に周知する（HPの公開）
- ③ 学校が、学生ボランティアや地域の方がたに協力を求める取り組みを明確にする

## **E. 市教委によるPDCAサイクルの確認がある**

市教委による学校におけるいじめの防止等の取り組みの点検・充実いじめの実態把握の取り組み状況等、各学校における定期的なアンケート調査や教育相談等のいじめ問題に係る組織的な取り組み状況を点検するとともに、市の動向や成果・課題などを定期的・継続的に学校に情報提供するなどを通じ、学校におけるいじめの防止等の取り組みの充実を促す。

また、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の調査」等に関し、いじめの認知件数に学校間で大きな差がある場合や、認知件数の少ない学校が多い場合は、その原因を分析し、いじめの認知に関する消極姿勢や認知漏れがないかを十分確認の上、当該校への指導助言を実施する。

- ⇒① 市教委が、ヒアリングや訪問により、学校の状況をリアルタイムに把握する
- ② 市教委が、学校いじめ防止基本方針に基づく各校の進捗状況確認を行い徹底する
- ③ 市教委が、校園長会等の会議において、いじめの認知状況について確認し、情報共有する